泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(1/166) 泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前) 泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後) 備 本資料のうち、太枠線内は機密情報 に属しますので、公開できません 泊発電所 泊発電所 原子力事業者防災業務計画 原子力事業者防災業務計画 令和5年2月 令和6年 月 施行年月の修正 北海道電力株式会社 北海道電力株式会社

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(3/166)

	泊発電所原子	力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)					考
修正番号	年 月 日	内容	修正番号	年 月 日	内容			
1 5	平成26年10月30日	原子力災害発生時の通報基準等の事象検知に係る詳細の追加、原子力防災組織体制変更等に伴う修正	1 5	平成26年10月30日	原子力災害発生時の通報基準等の事象検知に係る詳細の 加、原子力防災組織体制変更等に伴う修正	<u></u> 〕追		
1 6	平成28年 3月25日	原子力防災要員の範囲の見直し、原子力防災組織体制変更 等に伴う修正	1 6	平成28年 3月25日	原子力防災要員の範囲の見直し、原子力防災組織体制3 等に伴う修正	更更		
1 7	平成29年 3月28日	緊急時活動レベル(EAL)を判断する基準解説の適正化 等に伴う修正	1 7	平成29年 3月28日	緊急時活動レベル(EAL)を判断する基準解説の適正 等に伴う修正	E化		
18	平成29年10月30日	原子力災害対策指針の改正等に伴う修正	1 8	平成29年10月30日	原子力災害対策指針の改正等に伴う修正			
1 9	平成31年 3月29日	緊急時活動レベル(EAL)適用号機の記載の充実化、及 び読み替え内容の反映に伴う修正等	1 9	平成31年 3月29日	緊急時活動レベル (EAL) 適用号機の記載の充実化、 び読み替え内容の反映に伴う修正等	及		
2 0	令和2年 3月27日	原子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え内 容及び法的分離に伴う一般送配電事業の分社化による組織 改正の反映等に伴う修正	2 0	令和2年 3月27日	原子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え 容及び法的分離に伴う一般送配電事業の分社化による終 改正の反映等に伴う修正			
2 1	令和2年 8月21日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態 区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及び原 子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え内容 の反映等に伴う修正	2 1	令和2年 8月21日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急 区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及で 子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え の反映等に伴う修正	が原		
2 2	令和3年10月22日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態 区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及び原 子力防災関連資機材の点検内容の明確化等に伴う修正	2 2	令和3年10月22日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急 区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及で 子力防災関連資機材の点検内容の明確化等に伴う修正			
2 3	令和5年 2月22日	国土交通省の組織改編に伴う読み替え内容の反映、緊急時 対策支援システムへの使用済燃料貯蔵槽に関する一部の項 目の伝送開始に伴う読み替え内容の反映及びオンサイト医 療に係る活動の追加等に伴う修正	2 3	令和5年 2月22日	国土交通省の組織改編に伴う読み替え内容の反映、緊急対策支援システムへの使用済燃料貯蔵槽に関する一部の目の伝送開始に伴う読み替え内容の反映及びオンサイト療に係る活動の追加等に伴う修正	項		
			2 4	令和6年 月 日	・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者通報すべき事象等に関する規則」等の改正に伴う修正・国土交通省の組織改編に伴う読み替え内容の反映・原子力災害医療活動の充実に伴う修正・「シビアアクシデント対策等に関する主な資機材」の製記載方法の見直しに伴う修正・地震情報反映に伴う通報連絡様式と等の修正・記載の適性化		修正来歴の追	記
		П			π			
		II			II			

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(12/166)

<u>泊発電所原子力事業者防災業務計画</u>	修正前後比較表(令和5年度修正案)(12/166)		
泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)	備	考
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	第5節 原子力事業者防災業務計画の修正		
社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、北海道知事及び泊村長に報告する。 1. この計画を修正しようとするときは、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)、泊発電所周辺地域原子力防災専門官が設立と受ける。 2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び泊村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする60日前までに、北海道知事及び泊村長にこの計画の家を提出して行うものとする。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。 3. この計画を修正したときは、速やかに様式1により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。	社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、北海道知事及び泊村長に報告する。 1. この計画を修正しようとするときは、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)、泊発電所周辺地域原子力防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。また、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。 2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び泊村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日を明らかにする。 3. この計画を修正したときは、速やかに様式1により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。	記(災にい現の子務る内含	事業者防 画の確認 点等につ
6	6		

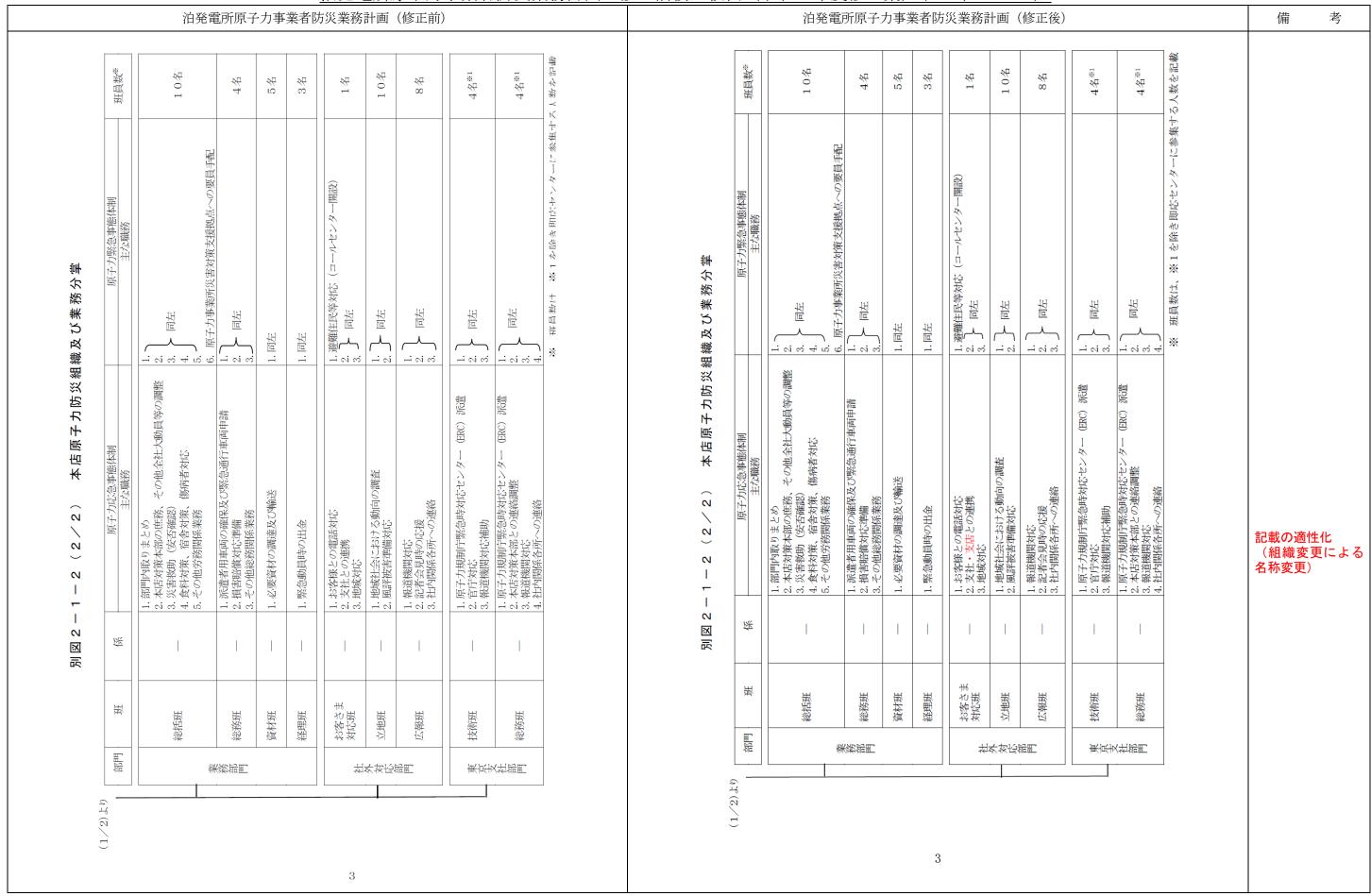
	<u>修正前後比較表(令和5年度修正案)(25/166)</u>	1115 Av
泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)	備考
務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。	務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。	
(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣が行う原災法第32条第1項に	(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣が行う原災法第32条第1項に	
基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。	基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。	
(4)原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対	(4)原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対	
策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。	策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。 	
2. 関係地方公共団体との連携	2. 関係地方公共団体との連携	
(1)関係地方公共団体とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携	(1)関係地方公共団体とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携	
を図る。	を図る。	
(2) 北海道知事又は泊村長から原災法第31条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。	(2) 北海道知事又は泊村長から原災法第31条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。	
(3) 北海道知事又は泊村長が行う原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を受	(3) 北海道知事又は泊村長が行う原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を受	
ける場合は、適切に対応を行う。	ける場合は、適切に対応を行う。	
3. 地元防災関係機関等との連携	3. 地元防災関係機関等との連携	
地元防災関係機関等(岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、そ	地元防災関係機関等(岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、	
の他関係機関)とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。	その他関係機関)とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。	
また、発電所敷地内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から公益財団	また、発電所敷地内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から <mark>別表2</mark>	原子力災害医療活動について医療関
法人 原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互	-8-1に示す資機材を維持管理するとともに、別表2-8-2に定める公益財団法人 原子	連資機材及び原子力安全研究協会の
連携を図る。	力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図	組織概要を追加。
4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	る。	
(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に	4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	
実施できる体制及び運用を明確にするため、次に掲げる事項についてあらかじめ別表	(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に	
2-8-1に示す原子力緊急事態支援組織と調整をしておく。	実施できる体制及び運用を明確にするため、次に掲げる事項についてあらかじめ別表	上記別表追加に伴
① 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織と原子力事業者との連携、役割分担等	2-8-3に示す原子力緊急事態支援組織と調整をしておく。	う別表番号の修正
② 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等	① 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織と原子力事業者との連携、役割分担等	
③ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管	② 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等	
④ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所	③ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管	
(2)原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の訓練計画に従って、発電所の原子	④ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所	
力防災要員を原子力緊急事態支援組織に派遣し、装置等の操作に関する技能・知識を	(2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の訓練計画に従って、発電所の原子	
習得させ、原子力事業所災害対策活動の円滑な実施を確実にする。	力防災要員を原子力緊急事態支援組織に派遣し、装置等の操作に関する技能・知識を	
	習得させ、原子力事業所災害対策活動の円滑な実施を確実にする。	
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動		
	第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	
原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、関係地方公共団体と		

原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、関係地方公共団体と

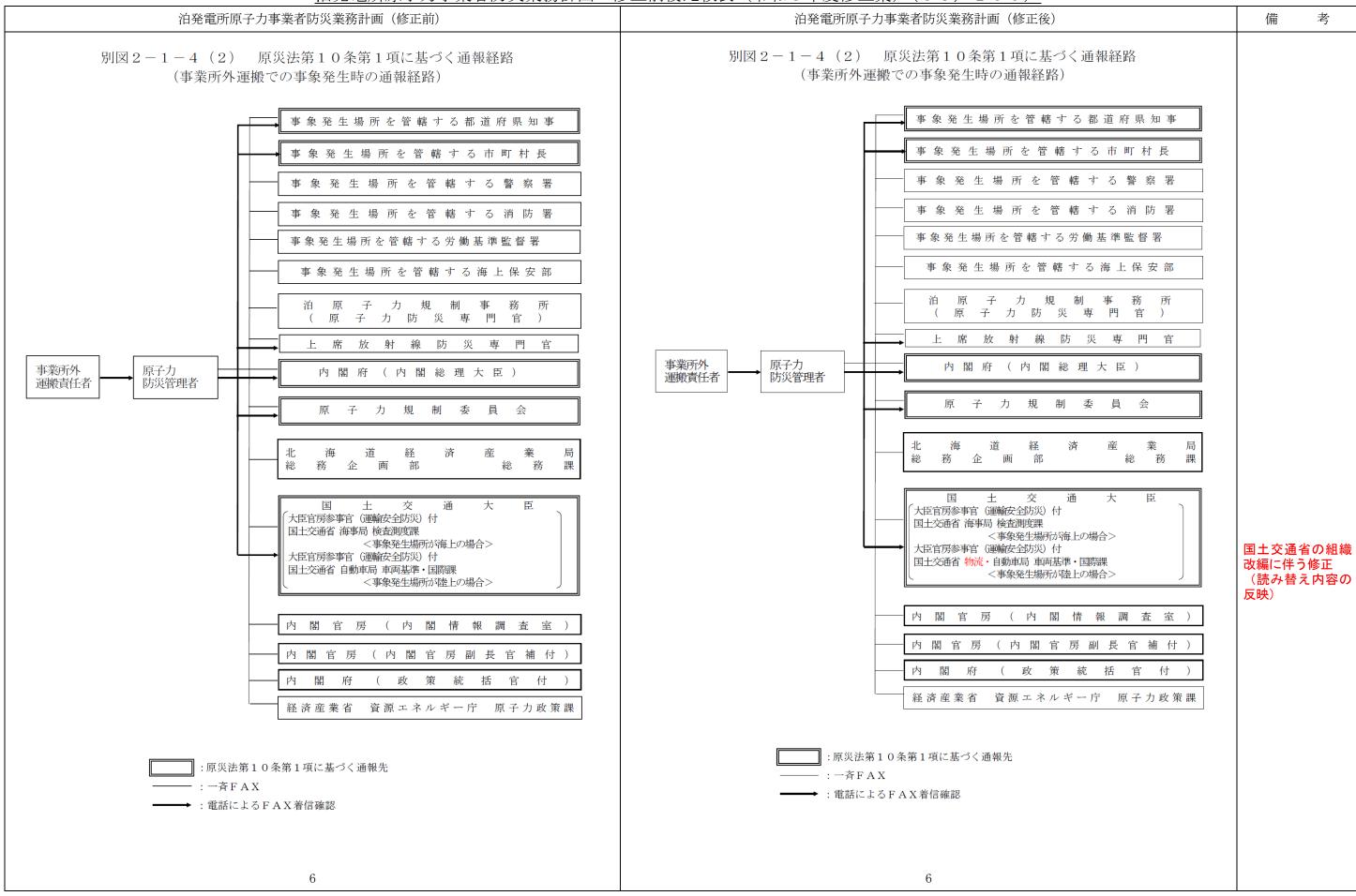
泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(43/166)

	为水量工匠了上面要求财((***********************************	/± ++
泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後) 	備考
	別表2-8-1 医療関連資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96	 原子力災害医療活
	別表 2-8-2 原子力安全研究協会・・・・・・・・・・・・・・・・・97	動について医療関
別表2-8-1 原子力緊急事態支援組織・・・・・・・・・・・・・・・・96	別表 2 - 8 - 3 原子力緊急事態支援組織・・・・・・・・・・・ 9 8	連資機材及び原子力安全研究協会の
別表3-2-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの・・・・・・・・98	別表3-2-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの・・・・・・・100	組織概要を追加
別表3-3-1 派遣要員の職務と人員(北海道)・・・・・・・・・・100	別表 3 - 3 - 1 派遣要員の職務と人員(北海道)・・・・・・・・・・1 0 2	
別表3-3-2 貸与する資機材(北海道)・・・・・・・・・・・・101	別表3-3-2 貸与する資機材(北海道)・・・・・・・・・・・・103	上記別表の新規追 加に伴う別表番号
別表3-5-1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への	別表3-5-1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への	及び頁番号の修正
要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・ 102	要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・104	
[様 式]	[様式]	
様式1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書・・・・・・・・103	様式1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書・・・・・・・・105	
様式 2 原子力防災要員現況届出書・・・・・・・・・・・・ 1 0 4	様式 2	
様式3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書・・・・105	様式3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書・・・・・107	
様式4 放射線測定設備現況届出書・・・・・・・・・・・・ 106	様式4 放射線測定設備現況届出書・・・・・・・・・・・・・1 0 8	
様式 5 原子力防災資機材現況届出書・・・・・・・・・・・ 1 0 7	様式 5	
様式 6 防災訓練実施結果報告書・・・・・・・・・・・・・ 1 0 8	様式 6 防災訓練実施結果報告書・・・・・・・・・・・・・ 1 1 0	
様式 7 警戒事態該当事象発生連絡・・・・・・・・・・・・・ 1 0 9	様式 7	
様式8 特定事象発生通報(原子炉施設)・・・・・・・・・・・・110	様式8 特定事象発生通報 (原子炉施設) ・・・・・・・・・・・1 1 2	
様式9 特定事象発生通報(事業所外運搬)・・・・・・・・・・・・・111	様式9 特定事象発生通報(事業所外運搬)・・・・・・・・・・・113	
様式10 警戒事態該当事象発生後の経過連絡・・・・・・・・・・・112	様式10 警戒事態該当事象発生後の経過連絡・・・・・・・・・・・114	
様式11 応急措置の概要 (原子炉施設) ・・・・・・・・・・・113	様式11 応急措置の概要(原子炉施設)・・・・・・・・・・・115	
様式12 応急措置の概要 (事業所外運搬) ・・・・・・・・・・・115	様式12 応急措置の概要(事業所外運搬)・・・・・・・・・・・117	
	「参考」	
参考1 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する	参考1 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する	
事象の整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事象の整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119	
事家》)正任X	事家の正在公	
ii	ii	

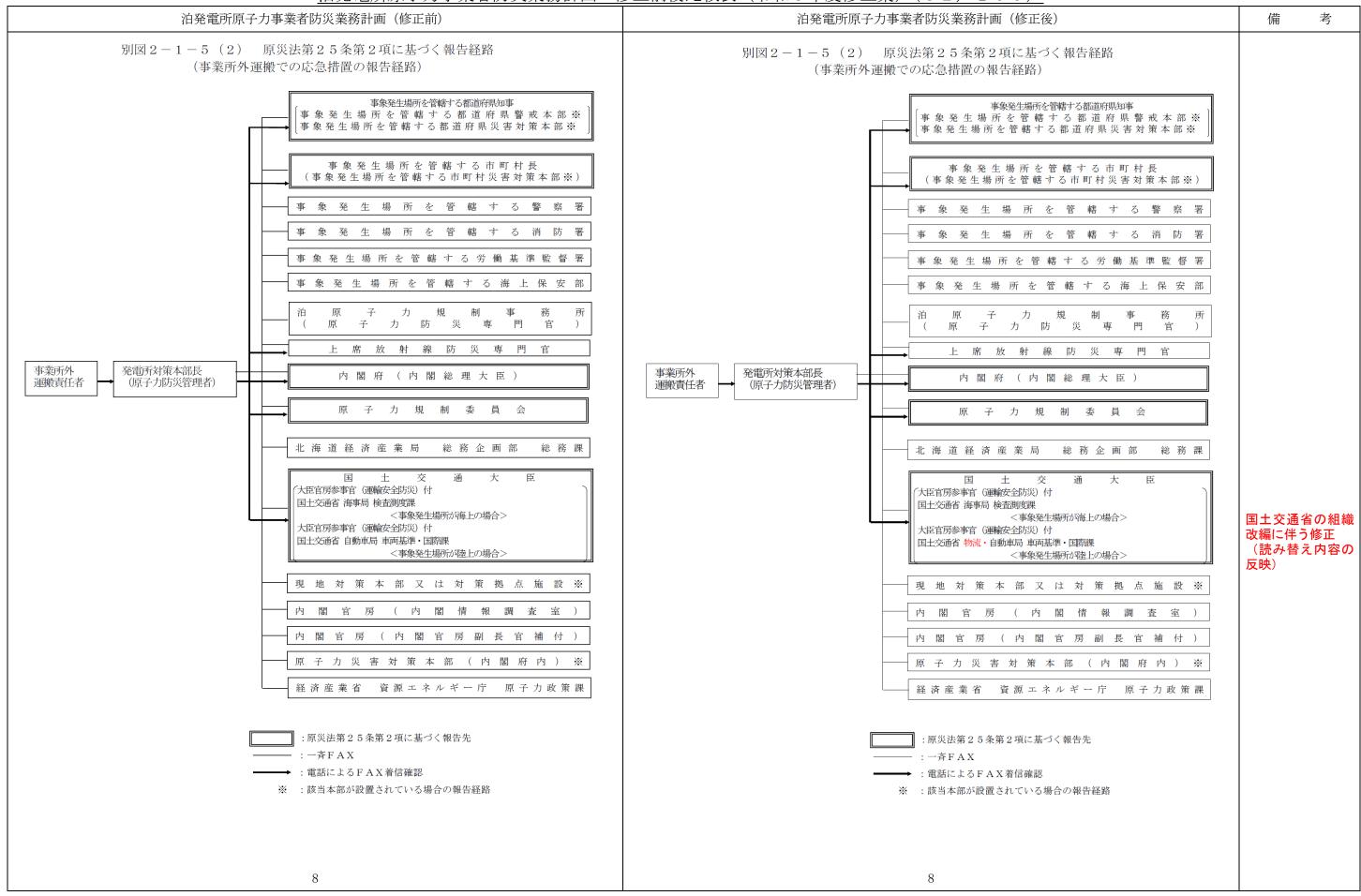
泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(47/166)



泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(50/166)



泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(52/166)



泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(57/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)	備考
別図2-3-2 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	別図2-3-2 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	太枠線内は機密情報に属しますので、 公開できません
		記載の適性化 (注記番号の修正)
		記載の適性化 (屋外給水タンク 撤去に伴う名称を 削除)
		記載の適性化 (注記番号の修正)
※枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません	※枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません	
が行回。アップドJ台では7枚41 旧 #以に病 しよ す ップ く A M くさ よ と 70		
		記載の適性化 (注記番号の修正)
※1:枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	※1:枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 ※2:発電所全体配置は、防潮堤の撤去工事開始前のものであり、防潮堤等の主要な構築物の配置が確定した後に	 記載の適性化 (屋外給水タンク
※2:発電所全体配置は、防潮堤の撤去工事開始前のものであり、防潮堤等の主要な構築物の配置が確定した後に変更する。 ※3:屋外給水タンクは、2023年度に撤去し、泊発電所3号機の再稼働までに代替給水ピットを設置する。 ※4:代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク(1・2号機)、燃料取替用水ピット(3号機)及び	※2:発電所生体配置は、防衛堤の撤去工事病始前のものであり、防衛堤等の主要な構築物の配置が離足した後に変更する。 ※3:代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク(1・2号機)、燃料取替用水ピット(3号機)及び ろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。	撤去に伴う名称を削除)
ろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。 13	13	

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(63/166) 泊発電所原子力事業者防災業務計画 (修正前) 泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後) 備 考 別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準(1/2) 別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準(1/2) 連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象) 連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象) 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ(AL11) 【適用号機なし】 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ(AL11) 【適用号機なし】 記載の適正化 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続さ 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続 (インデントの修 れた場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要 された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必 な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しく 要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若し くは停止したことを確認することができないこと。 は停止したことを確認することができないこと。 原子炉冷却材の漏えい(AL21) 【適用号機なし】 原子炉冷却材の漏えい(AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に 定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷 定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷 却材の漏えいが発生すること。 却材の漏えいが発生すること。 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24) 【適用号機なし】 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24) 【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン 動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ(AL25) 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ(AL25) 【適用号機なし】 【適用号機なし】 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が1 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が1 5分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時 5分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時 間以上継続すること。 間以上継続すること。 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29) 【適用号機なし】 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29) 【適用号機なし】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30) 【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30) 【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL31) 【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL31) 【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ(AL42) 【適用号機なし】 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ(AL42) 【適用号機なし】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原 子炉冷却系障壁が喪失すること。 子炉冷却系障壁が喪失すること。 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51) 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51) 【適用号機なし】 【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第6号) 第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同 (平成25年原子力規制委員会規則第6号) 第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同 じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52) 【適用号機なし】 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52) 【適用号機なし】 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失す 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失す ること。 ること。 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53) 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53) 【適用号機なし】 【適用号機なし】 重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。 重要区域**において、火災又は溢水が発生し、安全機器等**の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表2 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表2 -1-5に示すものをいう。 -1-5に示すものをいう。

18

18

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(69/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)

別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準(2/2)

判断基準 (全面緊急事態に該当する事象)

非常用交流高圧母線の1時間以上喪失(GE25)

【適用号機なし】

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。

全直流電源の5分間以上喪失(GE27)

【適用号機なし】

全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。

炉心損傷の検出(GE28)

【適用号機なし】

炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。

停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)

【適用号機なし

蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク(1、2号機)/燃料取替用水ピット(3号機)からの注水ができないこと。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(GE30)

【適用号機なし】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(GE31)

【1、2、3号機適用】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。

格納容器圧力の異常上昇 (GE 4 1)

【適用号機なし】

原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ(GE 4 2)

【適用号機なし】

燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE51)

【適用号機なし】

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55)

【1、2、3号機適用】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

事業所外運搬での放射線量率の異常上昇(XGE61)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若 しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。

事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい(XGE62)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき 若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器 (IP型を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量(A2値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。

24

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)

備考

別表 2-1-3 原災法第 1 5条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準(2/2)

判断基準(全面緊急事態に該当する事象)

非常用交流高圧母線の1時間以上喪失(GE25)

【適用号機なし】

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。

全直流電源の5分間以上喪失(GE27)

【適用号機なし】

全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。

炉心損傷の検出(GE28)

【適用号機なし】 知すること。

炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。

停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)

.適用号機なし.

蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク(1、2号機)/燃料取替用水ピット(3号機)からの注水ができないこと。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE30)

【適用号機なし】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(GE31)

【1、2、3号機適用】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。

格納容器圧力の異常上昇(GE41)

【適用号機なし】

原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達するこ ・。

2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ(GE 4 2)

【適用号機なし】

燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE51)

【適用号機なし】

原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。

住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55)

【1、2、3号機適用】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 (XGE 6 1)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若 しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。

事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (XGE62)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき 若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器(IP型を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量(A_2 値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。

24

「原子力災害対 策特別措置法に 基づき原子力防 災管理者が通報 すべき事象等に 関する規則」等の 改正に伴う修正

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(105/166)

泊発電所における解釈

< A L 4 2:単一障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

- 運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。
- ① 燃料被覆管障壁の喪失のおそれがあるとき。 ② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。
- ③ 原子炉冷却系障壁の喪失のおそれがあるとき。④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)
	が発生し、抽出隔離*1をした状態で、充てんポンプ1台で加圧
	器水位が維持できない
④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)
	が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧
	器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定
	圧力又は設定水位*2以下

※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

 【1、2号機】
 加圧器水位 : 19%

 【3号機】
 加圧器水位 : 17%

※2 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】加圧器圧力異常低 : 11.87MPa【gage】

加圧器圧力低 : 12.55MPa【gage】+加圧器水位低 : 5%

【3号機】 加圧器圧力異常低 : 11.48MPa【gage】

加圧器圧力低 : 12.17MPa【gage】+加圧器水位低 : 5%

< SE 4 2:2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。 *1

- ・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・② 燃料被覆管障壁が喪失+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失
- ・③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失

・③ 原丁炉竹却米障壁が投入りるわてれて低格納谷器障壁が投入						
①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上					
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上					
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)					
	が発生し、抽出隔離*2をした状態で、充てんポンプ1台で加圧					
	器水位が維持できない					
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。					
	・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格					
	納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況におい					
	て、格納容器圧力が急激に低下したとき。					
	・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路がある					
	とき。					

※1 「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失するおそれ」の条件は既に成立している。 ※2 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

60

【1、2号機】 加圧器水位 : 19%

【3号機】 加圧器水位 : 17%

泊発電所における解釈

< A L 4 2:単一障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

備

記載の適正化

(「原子力災害対

策指針の緊急時 区分を判断する 基準等の解説」と の表現の統一)

考

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

- ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 ② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。
- ③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
③原子炉冷却系障壁が喪失するおそ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)
れ	が発生し、抽出隔離*1をした状態で、充てんポンプ1台で加圧
	器水位が維持できない
④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)
	が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧
	器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定
	圧力又は設定水位*2以下

※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】 加圧器水位 : 19% 【3号機】 加圧器水位 : 17%

※2 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】加圧器圧力異常低 : 11.87MPa【gage】

加圧器圧力低 : 12.55MPa【gage】+加圧器水位低 :5%

【3号機】 加圧器圧力異常低 : 11.48MPa【gage】

加圧器圧力低 : 12.17MPa【gage】+加圧器水位低 : 5%

<SE42:2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。*1

- ・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・② 燃料被覆管障壁が喪失+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失
- ・③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失

・③原子炉冷却糸陣壁が喪失するおそれ+④格納谷器陣壁が喪失						
①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上					
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上					
③原子炉冷却系障壁が喪失するおそ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)					
れ	が発生し、抽出隔離*2をした状態で、充てんポンプ1台で加圧					
	器水位が維持できない					
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。					
	・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格					
	納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況におい					
	て、格納容器圧力が急激に低下したとき。					
	・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路がある					
	とき。					

%1 「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失 $_0$ おそれ」の条件は既に成立している。

※2 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

 【1、2号機】
 加圧器水位 : 19%

 【3号機】
 加圧器水位 : 17%

記載の適正化

(「原子力災害対 策指針の緊急時 区分を判断する 基準等の解説」と の表現の統一)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(110/166)

	<u></u>	災業務計画(修正前)		泊発電所原子力事業者防		備	考
	別表 2-1-4 EAL事象の	判断基準解釈(21/27)	<u> </u>	別表 2-1-4 EAL事象の	判断基準解釈(21/27)		
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説		
AL 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。		AL51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	能性があることから警戒事態の判断基準とす		
SE51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。	SE51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。		
GE 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	る機能の全てが喪失することによって、原子炉	GE 5 1	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。	火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。	策特別 基づき 災管理 すべき	力借原者事則が医害法力通等等正対に防報にの
	65			65	5		
			1				

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(129/166)

	泊発	電所原子力事業者防災業	務計画(修正					<u>1及22+X3X (1741 0 平/2</u> 泊発	電所原子力事業者防災業		- 後)			備	考
	別表 2 -	- 3 - 2 原子力防約		/2)			別表2-3-2 原子力防災資機材(1/2)								
分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・ 保管場所	分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・ 保管場所		
放	汚染防護服	防護衣(タイベック、オー バーシューズ、靴下、白綿 手袋、ゴム手袋2重)	1,055組	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1·2号機原子 炉補助建屋 3号機原子炉 補助建屋 社員寮 クローラー車	放	汚染防護服	防護衣 (タイベック、オー バーシューズ、靴下、白綿 手袋、ゴム手袋 2 重)	1,055組	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子 炉補助建屋 3号機原子炉 補助建屋 社員寮 クローラー車		
射線障害防護用器	呼吸用ボンベ(交換用の物を含む。)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	44個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 1·2号機原子 炉補助建屋 3 持機原子 補助建屋 1·2号機出入 管理建屋 T.P.51 m 倉 庫・車庫	放射線障害防護用器	呼吸用ボンベ(交換用の物を含む。)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	44個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 1·2号機原子 炉補助健屋子 補助建屋 1·2号機出入 管理建屋 T.P.51 m 庫・車庫		
具	フィルター付防護マスク	チャコール付マスク	1,105個	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子 炉補助建屋 3号機原子炉 補助建屋 社員寮 クローラー車	具	フィルター付防護マスク	チャコール付マスク	1,105個	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子 炉補助建屋 3号機原子炉 補助建屋 社員寮 クローラー車		
非	通常の業務に使用しない電話回 線	緊急時用電話回線	9回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所	非常	通常の業務に使用しない電話回 線	緊急時用電話回線	9回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所		
常用	ファクシミリ装置	専用ファクシミリ	7台	機能確認	1回/年		常用る	ファクシミリ装置	専用ファクシミリ	7台	機能確認	1回/年			
通信機器	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するため に使用可能な携帯電話その他の 使用場所を特定しない通信機器	移動無線機(無線10台、電 話3台)	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所個人配布	通信機器	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するため に使用可能な携帯電話その他の 使用場所を特定しない通信機器	移動無線機(無線10台、電話3台)	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所個人配布		
	排気筒その他通常時に建屋の外 部に放出する場所から放出され	排気筒モニタ	1 号機 2 台 2 号機 2 台 3 号機 2 台	機能確認	1回/cy	管理区域	排気筒その他通常時に建屋の外 部に放出する場所から放出され	排気筒モニタ	1 号機 2 台 2 号機 2 台 3 号機 2 台 1、2 号機 1 台		1回/cy	₩τπι-71-P			
	る放射性物質を測定するための 固定式測定器	試料放射能分析装置 (排水モニタ)	1、2号機 1台 3号機 1台	機能確認	1回/年(1回/cy	1		る放射性物質を測定するための 固定式測定器	試料放射能分析装置	1、2号機 1 台 3 号機 1 台 1、2号機 1 台	機能確認		管理区域	=7 ±+	: T //a
		シンチレーションサーベイメータ	4台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 モニタリング カーに搭載	_		#水モニタ シンチレーションサーベイメ ータ	3号機 1台 4台	機能確認機能確認	1回/cy 1回/年	緊急時対策所 モニタリング	記載の適(数量の	
計測	ガンマ線測定用可搬式測定器	電離箱サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所3号機原子炉補助建屋モニタリングカーに搭載	計	ガンマ線測定用可搬式測定器	電離箱サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	カーに搭載 緊急時対策所 3号機原子炉 補助建屋 モニタリング カーに搭載		
例	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年	管理区域	測	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1 回/年	管理区域		
器	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス素子	100個	外観点検	1回/年	1・2号機出入 管理建屋	器	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス素子	100個		1回/年	1・2号機出入		
等	表面の放射性物質密度を測定することが可能な可搬式測定器	GM管式汚染サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 3号機原子炉 補助建屋	等	表面の放射性物質密度を測定することが可能な可搬式測定器	GM管式汚染サーベイメータ	13台			管理建屋 緊急時対策所 3号機原子炉 補助建屋		
	 可搬式ダスト測定関連機器	ダストサンプラ	4台	機能確認	1回/年	緊急時対策所			ダストサンプラ	4台	機能確認	1回/年	緊急時対策所		
	THAT I DIVERSED WITH	ダスト測定装置	1台	機能確認	1回/су	モニタリンク゛カー <i>l</i> こ 搭載	モニタリンク゛カーlこ 搭載	可搬式ダスト測定関連機器	ダスト測定装置	1台			モニタリンク゛カーにこ 搭載	-	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機	移動式よう素サンプラ	2台	機能確認	1回/年				移動式よう素サンプラ	2台			搭載 緊急時対策所		
	器	よう素測定装置 (ダスト測定装置と共用)	1台	機能確認	1回/су	モニタリンク゛カーlこ 搭載		可搬式の放射性ヨウ素測定関連機 器	 よう素測定装置	1台			モニタリング・カーに 搭載		
	個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	200台	外観点検	1回/年	緊急時対策所		個人用外部被ばく線量測定器	(ダスト測定装置と共用) ガラスバッジ	200台			搭載 緊急時対策所		
		84						四八八月八 日川以『ま \ 水里 八八日	84	2000	/ 正既 小 切	10/ +	赤心巧八水川		

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(132/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)

別表2-3-4 シビアアクシデント対策等に関する主な資機材

		1		
名称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所
代替非常用発電機 1380kW(1725kVA)	6台	機能確認	1回/月	T.P.31m屋外エリア
可搬型代替電源車 1760kW(2200kVA)	8台	機能確認	1回/年	T.P.31m屋外エリア T.P.60m屋外エリア T.P.130m屋外エリア
タンクローリー (4 kℓ)	4台	機能確認	道路運送車両法に 基づく点検頻度	T.P.31m屋外エリア T.P.60m屋外エリア
可搬型大容量海水送水ポンプ車	3台			T.P.51m倉庫・車庫 T.P.46m車庫 T.P.31m屋外エリア
可搬型大型送水ポンプ車	13台	機能確認	車両:道路運送車両 法に基づく 点検頻度 艤装部:1回/年	T.P.51m倉庫・車庫 T.P.46m車庫 T.P.31m屋外エリア T.P.60m屋外エリア
可搬型中型送水ポンプ車	1台		MAZCER · III/	T. P. 46m車庫
大規模火災用消防自動車	1台			T. P. 51m倉庫・車庫
放水砲	3台	機能確認	1回/年	T.P.51m倉庫・車庫 T.P.46m車庫 T.P.31m屋外エリア
ホース延長・回収車(可搬型送水ポンプ車用)	8台	機能確認	車両:道路運送車両 法に基づく 点検頻度 艤装部:1回/年	T.P.51m倉庫・車庫 T.P.46m車庫 T.P.31m屋外エリア
ホース延長・回収車(可搬型大容量海水 送水ポンプ車用)	2台	機能確認	車両 : 道路運送車両 法に基づく 点検頻度 艤装部 : 1回/年	T.P.51m倉庫・車庫 T.P.31m屋外エリア
屋外給水タンク**3	1式	外観点検	1回/年	T.P.31m屋外エリア
燃料取替用水タンク (1·2号機) **4	1式	外観点検	1回/年	1・2号機燃料取替用水 タンク建屋
燃料取替用水ピット(3号機)*4	1式	外観点検	1回/年	3号機原子炉建屋
ろ過水タンク ^{**4}	1式	外観点検	1回/年	T.P.10m屋外エリア
バックホウ	2台	機能確認	1回/年	T.P.31m屋外エリア
ホイールローダー	2台	77党 月已71年前公		T.P.31m屋外エリア

※1:機能確認には、外観点検を含む。

※2:設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。

※3:屋外給水タンクは、2023年度に撤去し、泊発電所3号機の再稼働までに代替給水ピットを設置する。

※4:代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク (1·2号機)、燃料取替用水ピット (3号機) 及びろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。

泊発雷所原子力事業者防災業務計画	(修正後)

別表2-3-4 シビアアクシデント対策等に関する主な資機材

			,	
名称	必要数 _{※4} 予備数 自主設置	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所
代替非常用発電機 1380kW(1725kVA)	必:3台 一 自:3台	機能確認	1回/月	T.P.31m屋外エリア
可搬型代替電源車 1760kW(2200kVA)	自:8台	機能確認	1回/年	T.P.31m屋外エリア T.P.60m屋外エリア T.P.130m屋外エリア
タンクローリー (4 k l)	必:1台 予:1台 自:2台	機能確認	道路運送車両法に 基づく点検頻度	T.P.31m屋外エリア T.P.60m屋外エリア
可搬型大容量海水送水ポンプ車	自: 3台			T.P.51m倉庫・車庫 T.P.46m車庫 T.P.31m屋外エリア
可搬型大型送水ポンプ車	必: 1台 予: 1台 自: 11台	機能確認	車両:道路運送車両 法に基づく	T.P.51m倉庫・車庫 T.P.46m車庫 T.P.31m屋外エリア T.P.60m屋外エリア
可搬型中型送水ポンプ車	— — 自:1台		点検頻度 艤装部:1回/年	T. P. 46m車庫
大規模火災用消防自動車	— — 自:1台			T. P. 51m倉庫・車庫
放水砲	- - 自:3台	機能確認	1回/年	T.P.51m倉庫・車庫 T.P.46m車庫 T.P.31m屋外エリア
ホース延長・回収車(可搬型送水ポンプ車用)	必: 1台 予: 1台 自: 6台	機能確認	車両:道路運送車両 法に基づく 点検頻度 艤装部:1回/年	T.P.51m倉庫・車庫 T.P.46m車庫 T.P.31m屋外エリア
ホース延長・回収車(可搬型大容量海 水送水ポンプ車用)	- - 自:2台	機能確認	車両:道路運送車両 法に基づく 点検頻度 艤装部:1回/年	T.P.51m倉庫・車庫 T.P.31m屋外エリア
燃料取替用水タンク(1・2号機)**3	1式	外観点検	1回/年	1・2号機燃料取替用が タンク建屋
燃料取替用水ピット(3号機)※3	1式	外観点検	1回/年	3号機原子炉建屋
ろ過水タンク※3	1式	外観点検	1回/年	T.P.10m屋外エリア
バックホウ	必:1台 予:1台	₩₩₩₩₩₩	1回/年	T.P.31m屋外エリア
ホイールローダー	必: 1台 予: 1台	機能確認	1回/年	T. P. 31m屋外エリア

※1:機能確認には、外観点検を含む。

※2:設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。

※3:代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク (1·2号機)、燃料取替用水ピット (3号機) 及びろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。

※4:資機材の数量は、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可前において、発電所の安全性を確保する ための必要数、予備数及び自主設置数を示す。

必:必要数を示す。

予:予備数を示す。予備は修理及び保守点検において、発電所外に搬出することも有り得る。

自:自主設置を示す。新規制基準に対応する可搬型重大事故等対処設備等として先行配備したものであ

り、現在のプラント状況では配備要求がないものである。

87

資機材数量の記載方法を見直し、 必要数量、予備数量及び自主設置 数量を明確化。

考

備

記載の適性化

(屋外給水タン クの撤去に伴う 削除及び注記番 号の修正。

記載の適性化

(屋外給水タンクの撤去に伴う注記の修正。

資機材数量の記載方法を見直したため、注釈を追加。

87

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(141/166)

<u>旧発電川原子刀争乗有例及乗務計画 修正削後</u> 泊発電所原子力事業者防災業務計画 (修正前)	(1000)	泊発電所原子					備	考
	別表 2 - 8 - 1 医療関連資機材							災害医療 て使用す 材の明確
	分類	名 称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所	の貝伐化。	竹の明惟
		AED	1台	機能確認	1回/年			
		アンビューバック	1個	外観確認	1回/年	-		
	医療関連	ストレッチャー	1台	外観確認	1回/年	1・2号機		
	資機材	担架	1台	外観確認	1回/年	出入管理建屋		
		点滴台	1台	外観確認	1回/年			
		車椅子	1台	外観確認	1回/年			
						_		
			C	06				

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(142/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)	備考
	別表 2 - 8 - 2 原子力安全研究協会	原子力災害医療 活動に係る原子 力安全研究協会
	1. 原子力安全研究協会の概要	の組織概要を明
	名 称 公益財団法人 原子力安全研究協会	確化。
	所 在 地 東京都港区新橋 5 丁目 1 8 番 7 号	
	2. 平常時の原子力安全研究協会の主なオンサイト医療業務	
	医師等の待機 災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。 等	
	原子力事業者 災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定	
	との連携 期的(1回/年)に実施する。	
	原子力防災訓 原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確 練への協力 認に関する改善事項を確認する。	
	3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容	
	原子力災害出動	
	March Ma	
	連絡体制 単純 大沢報告	
	TOTAL CONTROL	
	※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者	
	・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資	
	・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。	
	4. 保有資機材一覧	
	原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により 要数が確保できない場合には代替品を補充する。	必
	安然が推体できない物目では八百円を催力がある。	
	分 類 名 称 数 量	
	医療用資機材 1式 通信用資機材 1式	
	規地活動用負機材 放射線管理資機材 1式	
	一般資機材 1式 1式 1式 1 1 1 1 1 1 1	
	97	

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(143/166)

	<u>泊発電所原子力事業者防災業務計画 修</u>	<u>> ↓↓↓ 円「</u> ┃	11及比較 ()		備	 考	
	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)					
	別表2-8-1 原子力緊急事態支援組織		別表の対象の対象を				
原子力緊急事態支	援組織の概要	1.	原子力緊急事態支	援組織の概要	フが衣1	留ちの	
実施主体	日本原子力発電株式会社		実施主体	日本原子力発電株式会社	11-0		
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター		名 称	美浜原子力緊急事態支援センター			
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36		所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36			
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等		施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等			
要 員 数	21名(所長、支援組織要員)		要 員 数	21名(所長、支援組織要員)			
平常時の主な業務		2.	平常時の主な業務				
管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。		管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。			
資機材の機能 向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。		資機材の機能 向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係 る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。			
	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う			支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う			
	・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター			・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター			
	・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施			・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施			
	・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等			・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等			
資機材操作要 員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は		資機材操作要 員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は			
	原子力事業者との連携訓練実施場所			・場 別:日本原子刀発竜体式云社 実供原子刀系忌事態又復センター内、又は 原子力事業者との連携訓練実施場所			
	・頻 度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1			・			
	回/年)に実施			・頻 及・探下攻能の首待訓練美施後、攻能の足有を自的とした訓練を足期的(1			
	・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等			・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等			
	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業			原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業			
原子力防災訓	者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確		原子力防災訓	者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確			
練への協力	認する。		練への協力	認する。			
原子力災害発生時	の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容	3.	原子力災害発生時	の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容			
	10条通報 出動			10条通報 出動			
災害発生時の	支援要請		災害発生時の	支援要請			
連絡体制			連絡体制				
(24時間3			(24時間3	発災事業者* (夜間休祭日)連絡当番者 支援組織要員			
65日オンコ			65日オンコ				
ール体制)	状況報告		ール体制)	状况報告			
	※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者			※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者			
	発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実			・ 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実	記載の通		
	施した後、要員を派遣する。			施した後、要員を派遣する。	(誤記訂	11上)	
	・ 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸			支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸			
	送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた			送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた			
	最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災			最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災			
	害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。			害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。			
発災事業者へ	原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送す		発災事業者へ	・ 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送す			
の支援内容	\$.		の支援内容				
	・ 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活			・ 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活			
	動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルート			動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルート			
	の確保作業の支援活動を行う。			の確保作業の支援活動を行う。			
	支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を 行う。			支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を 行う。			
	117。 ・ 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組			170。 ・ 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組			
	・ 以上の活動については、発火事業者が設置する発電所対策本部と連携した文援組 織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。			・ 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した文援組 織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。			
					頁の修正	E	
	96			98			

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(155/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)					
様式 5 原子力防災資機材現況届出書	様式5 原子力防災資機材現況届出書					
年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿					
届出者 住所 氏名 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u>	届出者 <u>住所</u> 氏名 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u>					
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。 原子力事業所の名称及 び場所	原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。 派子力事業所の名称及	記載の適性化(数量の明確化)				
2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。 107	備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。					
101	109	頁の修正				

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(157/166)

		白発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)		泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)					
		様式7 警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)			様式 7 警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)				
	原子力規制委員会 展警戒事態該当事象連	北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 連絡者名		原子力規制委員会 原警戒事態該当事象連	北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者				
	数	連絡先 の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		警戒事態該当事象の	の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。				
	,	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1		子力事業所の名称 び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1				
_	成事態該当事象の発生箇所			成事態該当事象の発生箇所 成事態該当事象の発生時刻	泊発電所 号機 年 月 日 時 分(24時間表示)				
	成事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示) □(AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ □(AL21)原子炉冷却材の漏えい	高/	(大学/恋!(人) 学家**/元上**(人)	□ (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ □ (AL21)原子炉冷却材の漏えい □ (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ □ (AL25)非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ □ (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失				
発生した警戒事態該当事	警戒事態該当事象の種類	□ (AL24) 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ □ (AL25) 非常用交流高圧母線の喪失又は喪失のおそれ □ (AL29) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 □ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ □ (AL31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ □ (AL42) 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ □ (AL51) 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ □ (AL52) 所内外通信連絡機能の一部喪失 □ (AL53) 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ □ 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) □重要な故障等(オンサイト統括判断)	発生した警戒事態	警戒事態該当事象 の種類 想定される原因	□ (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ □ (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ □ (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ □ (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ □ (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 □ (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ □ 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) □重要な故障等(オンサイト統括判断) 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他(記載の適正化(表現の統一)			
戒事態該当事象の概要	想定される原因 検出された放射線 量の状況、検出された放射性物質の 状況、主な施設・設 備の状態等	# X(同 主排気筒モニタの指示値 (3 号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化無り (c p m → c p m)	該当事象の概要	検出された放射線 量の状況、検出さ れた放射性物質の 状況、主な施設・設 備の状態等	主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)				
象	の他警戒事態該当事の把握に参考となる報		象情		※1:当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計に よる観測地震加速度を記入する。 観測用地震計 ² による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] ※2:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり (水平方向: gal)	地震情報反映に 伴う通報連絡様 式の修正 (地震発生時の 連絡にあたり、地 震かない。			
備	考 この用紙の大きさは	は、日本産業規格A4とする。	備者	泊1・2号機 水平方向(EL	産業規格A4とする。 子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 31. 3m): 390ga1以下、水平方向(EL. 3. 3m): 280ga1以下、鉛直方向(EL. 3. 3m): 140ga1以下 5. 1m): 380ga1以下、水平方向(T. P. −1. 7m): 200ga1以下、鉛直方向(T. P. −1. 7m): 100ga1以下	化)			
		109			111	頁の修正			

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(158/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)	備考
株式8 特定事象発生通報(原子炉施設) (第 報)	株式8 特定事象発生通報(原子炉施設) (第 報)	
年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 通報者名 連 絡 先 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。 原子力事業所 の名称及び場 所 名称:北海道電力株式会社 泊発電所 (事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1 特定事象の 発生箇所 特定事象の 発生箇所 特定事象の 発生 箇所 特定事象の 発生 間 所 特定事象の 発生 間 所	年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 通報者名 連 絡 先 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。 原子力事業所の 名称:北海道電力株式会社 泊発電所 (事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1 特定事象の 発 生 箇 所 特定事象の 発 生 箇 所 特定事象の 発 生 時 刻 年 月 日 時 分(24時間表示)	
原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基理	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基理	
要 想定される原因 検出された 放射線量の 状況、検出 された放射 性物質の状況、主な施 設・設備の 状況・監備の 状況・主な施 設・設備の 状態 備の 状態等 と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	をの他(
その他特定事 象の把握に参考 となる情報 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	その他特定事 象の把握に参考 となる情報 (当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上**1の地震が発生した場合) ※1:当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度 を記入する。 観測用地震計*2による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] ※2:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり (水平方向: gal) 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m):390gal以下、水平方向(EL.3.3m):280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m):140gal以下 泊3号機 水平方向(T.P.33.1m):380gal以下、水平方向(T.P1.7m):200gal以下、鉛直方向(T.P1.7m):100gal以下	地震情報反映に 伴う通報連絡様 式の修正 (地震発生時の 通報にあたり、地 震加速度を明確 化)
110	112	頁の修正

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(160/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)					
様式10 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)	様式10 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)					
年 月 日 原子力規制委員会 殿 警戒事態該当事象 発生後の経過連絡 単絡者名 連絡者名 連絡 先	年 月 日 原子力規制委員会 殿 警戒事態該当事象 発生後の経過連絡 ・					
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。					
原子力事業所の名称 名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 及び場所 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	原子力事業所の名称 名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 及び場所 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1 警戒事態該当事象の発 カスタ まま 日本機					
警戒事態該当事象の発 生箇所(注1)	生箇所(注1)					
警戒事態該当事象の発 生時刻(注1) 年 月 日 時 分(24時間表示)	年 月 日 時 分(24時間表示) 生時刻(注1) 警戒事態該当事象の種					
警戒事態該当事象の種 類(注1)	類(注1)					
発生事象と対応の概要 (注2)	発生事象と対応の概要 (注2) (注3)	地震加速度に係る注記の追加に伴い記載箇所を明記				
その他事項の対応 (注3)	その他の事項の対応 (注 4)	記載の適正化(法令との整合)注記の追加に伴い修正				
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1)最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m):390gal以下、水平方向(EL.3.3m):280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m):140gal以下 泊3号機 水平方向(T.P.33.1m):380gal以下、水平方向(T.P1.7m):200gal以下、鉛直方向(T.P1.7m):100gal以下 (注1)最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3)当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計等の加速度gal数(水平方向)を記入する。 ※:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 (注4)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	地震情報反映に 伴う通報連絡様 式の修正 (地震発生時の 連絡にあたり、地 震加速度の明確 化)				
112	114	頁の修正				

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(161/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)					
様式11	様式11					
応急措置の概要(原子炉施設) (第 報)	応急措置の概要(原子炉施設) (第 報)					
年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 第25条報告 報告者名 <u>連 絡 先</u>	年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 報告者名 連 絡 先	記載の適正化				
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。 原子力事業所の名称及び 名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業)	原子力災害対策特別措置法第25条第2項 <mark>の規定</mark> に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。 原子力事業所の名称及び 名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	(法令との整合)				
場所 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1 特定事象の発生箇所 (注1) 月機	特定事象の発生箇所 (注1) 特定事象の発生時刻					
特定事象の発生時刻 (注1) 年 月 日 時 分(24時間表示) 特定事象の種類	(注1) 特定事象の種類					
(注1) (対応日時、対応の概要)	(注1) (対応日時、対応の概要)					
発生事象と対応の概要 (注2)	発生事象と対応の概要 (注2)(注3)					
※添付の有・無	※添付の有・無					
その他の事項の対応 (注3)	その他の事項の対応 (注4)					
 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1)最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。 	備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m):390gal以下、水平方向(EL.3.3m):280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m):140gal以下 泊3号機 水平方向(T.P.3.1m):380gal以下、水平方向(T.P1.7m):200gal以下、鉛直方向(T.P1.7m):100gal以下 (注1)最初に容生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3)当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず特定事象の発生に関連していると 思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計率の加速度gal数(水平方向)を記入する。 ※:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 (注4)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	地震情報反映に 伴う通報連絡様 式の修正 (地震発生時の 報告にあたり、地 震加速度の明確 化)				
113	115	頁の修正				

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(163/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)						
様式12	様式12						
応急措置の概要(事業所外運搬) (第 報)	応急措置の概要(事業所外運搬) (第 報)						
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 報告者名 連絡先	中 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 報告者名 連 絡 先	記 ()					
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。	記述(注					
原子力事業所の名称及び 名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	原子力事業所の名称及び 場所 名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1						
特定事象の発生箇所 (注 1) お道府県 市町村 (海上の場合:沖合 km)	特定事象の発生箇所 (注1) 都道府県 市町村 (海上の場合:沖合 km)						
特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分(24時間表示)	特定事象の発生時刻 (注1) 年 月 日 時 分(24時間表示)						
特定事象の種類 (注1)	特定事象の種類 (注1)						
発生事象と対応の概要 (注2)	発生事象と対応の概要 (注2)						
※添付の有・無	※添付の有・無						
その他の事項の対応 (注3)	その他の事項の対応 (注3)						
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1)最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1)最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	頁 <i>0</i>					
115	117						

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(164/166)

	泊発電所原子力	事業者防災業務計	画(修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)						備考			
	応急措	置の概要(輸送容器	景状況)	様式12 添付			応急措	置の概要(輸送	容器状況)			〔12 添付	
1. 輸送容器状況			(確認時刻: 月	日 時 分)	1. 輸送容器状況				(確認時刻	: 月	日時	分)	
T IMC H HI POD	輸送物		使用容器			輸送物			使用容	器			
事故発生時の状況	出発地		到着予定地		事故発生時の状況	出発地			到着予	·定地			
	輸送手段					輸送手段	r. Z						記載の適正化 (記載の有無
	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明		火災の有	無	有・可能性 ² 無・不明	爆発(/)	有無	有・可能性有 無・不明		明確化)
現在の状況	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明			現在の状況	漏えいの)有無	有・可能性有無・不明					
	特記事項					特記事項	Ą						
2. 放射線量状況			(確認時刻: 月	日 時 分)	2. 放射線量状況				(確認時刻	: 月	日時	分)	
距離・場所					距離・場所								
nSv/h μ Sv/h					nSv/h μ Sv/h								
3. 放射性物質放出状 放出、漏えい 開始時刻	次況等(放出、漏えい有 日 : 頃	お中 渥う	1.5	日 時 分)	3. 放射性物質放出が 放出、漏えい 開始時刻		出、漏えい を 時	松出	漏えい	: 月 日	日 時 <u>分</u> 頃	<u>})</u>	記載の適正化
放出、漏えい箇所		1	'		放出、漏えい箇所								(表現の統一)
4. その他					4. その他								
気象・海象状況等					気象・海象状況等								
		116						118					頁の修正

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表(令和5年度修正案)(166/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正前) ————————————————————————————————————								泊発電所原子力事業者防災業務計画(修正後)										
参考1 警戒事 <mark>象</mark> 、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表									参考 1 警戒事 <mark>態</mark> 、原災法第 1 0 条第 1 項及び原災法第 1 5 条第 1 項に該当する事象の整理表 1,2,3 1,									記載の適正化
EAL No. 警戒事象	元	2、3 分機 への 質用 更否	EAL No.	原災法第10条第1項	1、2、3 号機 への 適用 要否	EAL No.	原災法第15条第1項	1、2、3 号機 への 適用 要否	EAL No.	警戒事態	号のの用で	EAL No.	原災法第10条第1項	号機の周吾	EAL No.	原災法第15条第1項	5 号機 への 適用 要否	(表現の統
			SE01	敷地境界付近の放射線量の 上昇	0	GE01	敷地境界付近の放射線量の上見	0	_	_	_	SE01	敷地境界付近の放射線量の 上昇	0	GE01	敷地境界付近の放射線量の上 昇	0	
		– s	SEUG I	通常放出経路での気体放射 性物質の放出	0	GE02	通常放出経路での気体放射性 物質の放出	0	_	_	_	SE02	通常放出経路での気体放射 性物質の放出	0	GE02	通常放出経路での気体放射性 物質の放出	0	
		– s	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	0	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	0	_	_	_	SE03	通常放出経路での液体放射 性物質の放出	0	GE03	通常放出経路での液体放射性 物質の放出	0	
		– s	SF04	火災爆発等による管理区域 外での放射線の放出	0	GE04	火災爆発等による管理区域外 での放射線の異常放出	0	_	_	_	SE04	火災爆発等による管理区域 外での放射線の放出	0	GE04	火災爆発等による管理区域外 での放射線の異常放出	0	
		- s	SE05	火災爆発等による管理区域 外での放射性物質の放出	0	GE05	火災爆発等による管理区域外	0	_	_	_	SE05	火災爆発等による管理区域 外での放射性物質の放出	0	GE05	火災爆発等による管理区域外 での放射性物質の異常放出	0	
		– s	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故		GE06	での放射性物質の異常放出 施設内(原子炉外)での臨界事	0		_	_	SE06	施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	0	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	0	
原子炉停止機能の昇 AL11 以開業を見ずる	常又	×	_	のおそれ _	_	GE11	故 全ての原子炉停止操作の失敗	×	AL11	原子炉停止機能の異常又 は異常のおそれ	×	_	——————————————————————————————————————	_	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	×	
は異常のおそれ AL21 原子炉冷却材の漏えい	`	× s	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置に	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時におけ る非常用炉心冷却装置による	×	AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置に	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による	×	
AL24 蒸気発生器給水機能 のおそれ	喪失	× s		よる一部注水不能 蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	注水不能 蒸気発生器給水機能喪失後の 非常用炉心冷却装置注水不能	×	AL24	蒸気発生器給水機能喪失 のおそれ	×	SE24	よる一部注水不能 蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	注水不能 蒸気発生器給水機能喪失後の 非常用炉心冷却装置注水不能	×	
のおそれ 非常用交流高圧母網 又は喪失のおそれ	喪失	× s	SE25	非常用交流高圧母線の30 分間以上喪失	×	GE25	非常用炉心炉却装直注水不能 非常用交流高圧母線の1時間 以上喪失	×	AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	×	SE25	非常用交流高圧母線の30 分間以上喪失	×	GE25	非常用交流高圧母線の1時間 以上喪失	×	
		– s		直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	×	_	-	_	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	×	
		-	_	_	_	GE28	炉心損傷の検出	×	_	_	_	_	_	_	GE28	炉心損傷の検出	×	
AL29 停止中の原子炉冷去 の一部喪失	機能	× s	SF20	停止中の原子炉冷却機能の 喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完 全喪失	×	AL29	停止中の原子炉冷却機能 の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の 喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完 全喪失	×	
AL30 使用済燃料貯蔵槽の機能喪失のおそれ)冷却	× s	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機 能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能 喪失・放射線放出	×	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機 能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能 喪失・放射線放出	×	
AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷機能喪失のおそれ	計	O 8	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	0	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能要失・放射線放出	0	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却 機能喪失のおそれ	0	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機 能喪失	0	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能 喪失・放射線放出	0	
		- s		格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×	_	_	-	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×	
AL42 単一障壁の喪失又に のおそれ	喪失	× s	SE42 1	2つの障壁の喪失又は喪失 のおそれ	×	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障 壁の喪失又は喪失のおそれ	×	AL42	単一障壁の喪失又は喪失 のおそれ	×	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失 のおそれ	×	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障 壁の喪失又は喪失のおそれ	×	
		– s	SE43 1	原子炉格納容器圧力逃がし 装置の使用	×	_	_	_	_	_	_	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし 装置の使用	×	_	_	_	
AL51 原子炉制御室他の機 失のおそれ	能喪	× s	SF51	原子炉制御室他の一部の機 能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・ 警報喪失	×	AL51	原子炉制御室他の機能喪 失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室他の一部の機 能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・ 警報喪失	×	
AL52 所内外通信連絡機能 部喪失	色の一	× s	SE52 I	所内外通信連絡機能の全て 喪失	×	_	_	_	AL52	所内外通信連絡機能の一 部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て 喪失	×	_	_	_	
重要区域での火災・ による安全機能の一 失のおそれ	- 1	× S	SE53 1	火災・溢水による安全機能 の一部喪失	×	-	_	-	AL53	重要区域での火災・溢水 による安全機能の一部喪 失のおそれ		SE53	火災・溢水による安全機能 の一部喪失	×	_	_	_	
		- s	Shipp I	防護措置の準備及び一部実 施が必要な事象発生	0	GE55	住民の避難を開始する必要が ある事象発生	0	_	-	_	SE55	防護措置の準備及び一部実 施が必要な事象発生	0	GE55	住民の避難を開始する必要が ある事象発生	0	記載の適正
_ 外的事象による影響 _ 震)	》(地	0	_		<u> </u>	_		_	_	外的事象による影響(地震)	0	_		_	_	の分字承尤工 ―		(「一」をi
	(津	0	-	_	_	_	_	_		展) 外的事象による影響(津 波)	0		_		_	_	_	
	ナイト	0	_	_	_	_	_	_	_	重要な故障等(オンサイト 総括判断)	0	_	_		_	_	_	
- 外的事象による影響 基準超過)	(設計	×	-	_	_	_	_	_	_	総括刊断 外的事象による影響(設計 基準超過)	×	_	_			_	_	
本中心的	(委員	0	_	_	<u> </u>	_	_	_		外的事象による影響(委員	0		_			_		
— — — — —		- x	SE61	事業所外運搬での放射線量 率の上昇	0	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	0	_	長判断)	_	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	0	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	0	
		_ xs	SE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	0	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	0	_	_	_	XSE62	事業所外運搬での放射性物	0	XGE62	の異常上昇 事業所外運搬での放射性物質 の異常漏えい	0	
ZAL No. はBWR及	びPWR	共通の		、BWR特有事象で使用	L 引する番	号は、欠			EAI	┃ ∠No. はBWR及びP	↓ WR共i	 重のため	質漏えい o、BWR特有事象で使用		 号は、ク			
				117									119					頁の修正